富山市犯罪被害者等奨学資金給付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、犯罪行為により被害を受けた方やその家族のうち、大学等に在学する者に対し、富山市犯罪被害者等奨学資金（以下「奨学資金」という。）を給付することで、子どもの貧困を防ぐこと及び人材の育成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）大学等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、大学、短期大学、高等専門学校若しくは専修学校（専門課程に限る。）、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）に基づく看護師養成所若しくは准看護師養成所又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく指定保育士養成施設をいう。

（２）犯罪行為　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２条第１項に規定する犯罪行為及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成２８年法律第７３号）第２条第１項に規定する国外犯罪行為をいい、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号）第５条違反を除き、その他過失による行為を含む。

（３）重傷病　療養に１月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。

（４）犯罪被害　犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、犯罪行為による死亡、重傷病及びその原因となり得るものをいう。

（５）犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

（６）犯罪被害者等　犯罪被害者及びその家族をいう。

（種類）

第３条　奨学資金の種類は、次のとおりとする。ただし、大学等の入学金、授業料等の減額又は免除を受ける場合は、減免後の実際に納入する額を経費とする。

（１）学費奨学資金　大学等の授業料、教科書代、実習費その他修学に係る経費に対する奨学資金

（２）入学準備奨学資金　大学等の入学金及び入学準備に係る経費等に対する奨学資金

（給付対象者）

第４条　奨学資金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）本人及びその生計維持者が本市の住民基本台帳に記録されていること。
（２）富山県内の大学等に在学する者で、大学等の入学年度の前年度において高等学校又は高等専門学校、特別支援学校の教育課程（以下「高校等」という）を修了した者
（３）犯罪行為により次のアからエまでのいずれかの状況にあったこと。また、身分関係は犯罪発生当時のものとする。
ア　父又は母が死亡したこと。
イ　本人が高校等在学中に重傷病の診断を受け療養していたこと。
ウ　本人が高校等在学中に父又は母が重傷病の診断を受け療養していたこと。
エ　本人が高校等在学中に父、母、又は兄弟姉妹の犯罪被害に起因して、ＰＴＳＤ等の精神疾患を発症し重傷病の診断を受け療養していたこと。

（給付期間及び給付額）

第５条　学費奨学資金の給付期間は１年とする。ただし、犯罪被害により死亡した遺族に対して給付する場合は、在学する大学等の正規の修学期間を上限として給付期間を更新することができる。重傷病の犯罪被害者等として給付を受けた後、当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときも同様とする。

２　入学準備奨学資金は、入学した日の属する年度に１回限り給付する。

３　奨学資金の給付額は、次のとおりとする。
（１）入学準備奨学資金　１００，０００円以内
（２）学費奨学資金　年額３００，０００円以内

（奨学資金を給付しない場合）

第６条　次の各号に掲げる場合には、奨学資金を給付しない。
（１）富山市福祉奨学資金又は富山市ひとり親奨学資金の給付を受けているとき。
（２）犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき（監護者わいせつ罪若しくは監護者性交等罪の場合を除く。）。
（３）犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又はその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
（４）前２号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、奨学資金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（給付の申請）

第７条　奨学資金の給付を受けようとする者（以下「給付申請者」という。）は、入学準備奨学資金においては入学した日の属する年度の１月末、学費奨学資金においては給付を受けようとする学費等の経費の属する年度の１月末までに申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして市長が認めると

きは、この限りではない。

２　給付申請者は、富山市犯罪被害者等奨学資金給付申請書（様式第１号）及び富山市犯罪被害者等奨学資金推薦書（様式第２号）に、次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）大学等の在学証明書

（２）奨学資金の使途及びその経費が分かる書類

（３）本人及び生計維持者の住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

（４）第４条第３号アに該当する者は、犯罪被害により死亡した父又は母の除籍謄本（２回目以降の申請の場合は、省略することができる）

（５）第４条第３号イからエまでに該当する者は、負傷若しくは疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

（６）その他市長が必要と認める書類

３　申請前に支払った経費であっても、やむを得ない場合として市長が認めるときは給付申請額に含めることができる。

（審査及び決定）

第８条　市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、奨学資金の給付の適否を決定し、給付申請者に富山市犯罪被害者等奨学資金給付決定（非該当）通知書（様式第３号）により通知する。

２　市長は、前項の審査に必要があると認めるときは、給付申請者に対し必要な書類の提出又は出頭を求めることができる。

（給付）

第９条　奨学資金は、奨学資金の給付決定を受けた者（以下「奨学生」という。）に直接振り込むことにより給付するものとする。

２　市長は、奨学資金の交付目的を達成するために必要があると認める場合は、奨学資金の前金払をすることができる。

（返還）

第１０条　奨学資金は、返還を要しない。ただし、市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に給付した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）偽りその他の手段により奨学資金の給付を受けたとき。

（３）奨学資金給付後に、退学等により、大学等から学費の返金を受けたとき。

（４）各経費等が給付した額を下回ったとき。

（実績報告）

第１１条　奨学生は、奨学資金の給付を受けた年度の末日までに実績報告書（様式第４号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）奨学資金の経費の支払を証明できるもの
（２）その他市長が必要と認める書類

（細則）

第１２条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年１月１日から施行し、平成１２年４月１日以降に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。